



三重県公報

平成27年8月4日(火)

第 2722 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
510	有害な興行の指定	(少子化対策課)	2
511	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企業誘致推進課)	2
512	構造計算適合性判定を行わせることとした指定構造計算適合性判定機関の業務の変更	(建築開発課)	3
選 管 告 示			
87	三重県知事選挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨の公表	(選挙管理委員会)	3
88	政治資金規正法の規定による政治団体の届出	(同)	10
89	政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出	(同)	11
90	政治資金規正法の規定による資金管理団体の異動の届出	(同)	11
公 安 委 告 示			
83	技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	(公安委員会)	12
公 告			
	指定管理者の募集	(障がい福祉課)	13
	同件	(同)	14
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	15
	同件	(同)	15
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	15
	同件	(同)	16
	同件	(同)	16
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行った旨	(同)	17
	同件	(同)	17
	同件	(同)	17
	同件	(同)	18
	土地改良事業計画の変更を適当と決定した旨及びその関係書類の縦覧	(農地調整課)	18

告 示

三重県告示第 510 号

三重県青少年健全育成条例（昭和 46 年三重県条例第 62 号）第 11 条第 1 項の規定により、有害な興行として次のとおり指定しました。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

番号	区分	興行名	配給会社名等	指 定 日 年 月 日	指定理由
44	映画	ムカデ人間 3 (原題) THE HUMAN CE NTI PEDE III	トランスフォー マー (アメリカ、 オランダ)	平成 27 年 8 月 4 日	著しく性的感情を刺激し、又は著しく粗暴性若しくは残忍性を助長するため、青少年に観覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる。
45	映画	義父の指先 嫁の乳	新東宝映画		
46	映画	変身人形 肢体を愛でる指先	オーピー映画		
47	映画	桃尻娘のエッチな大冒険	オーピー映画		
48	映画	尼寺情話 卍で寝る女	新日本映像		

三重県告示第 511 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ドラッグコスモス松阪郷津店
松阪市郷津町字牛之越 185 番ほか

2 松阪市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 駐車場出入口付近における交通事故防止及び駐車場内の混雑防止のため、適宜、適切に警備員を配置する等の措置をとること。

イ 南側の駐車枠から店舗入口までの歩行者用通路が無く、南側駐車場の利用者が歩行移動中に車両と接触することが危惧されるため、駐車場内歩道の設置等、歩行者の安全な動線を確保すること。

ウ 店舗西側の狭路が地元小中学校の通学路として指定されているため、来客者はもとより店舗関係者にも通学路である旨の周知を行い、児童・生徒の安全確保に留意すること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）及び三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）に規定されている特定（指定）施設を設置する場合は、設置工事の開始の 30 日前までに届出すること。また、届出後は敷地境界において定められた排出基準を遵守すること。

イ 早朝・夜間の荷さばき作業及び営業による騒音（来店者による騒音も含む。）に十分配慮すること。

ウ 民家が近接している部分については苦情の出ないよう騒音の対策を十分にとること。

エ 概要書の騒音レベルはあくまでも予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音値の把握に努めること。

オ 三重県生活環境の保全に関する条例第 15 条の規定に基づき、看板、放送、書面等により自動車等の原動機を停止すべきことを周知すること。

(3) 廃棄物に係る事項

ア 法令に基づく適正なごみ処理と共に、極力リサイクル等資源化への努力をすること。

イ 市が処理を行う一般廃棄物については、事業者が自己搬入をするか又は松阪市の許可を受けた一般廃棄

物収集運搬業者に委託すること。

(4) その他事項

ア 周辺に中学校があることから、駐車場等において青少年の溜まり場となることを抑止するため、店舗内に加え駐車場内においても、作業員等による巡回パトロールの実施のほか、防犯カメラを適切な場所へ設置し、犯罪抑止措置をとること。

イ 松阪市は、景観条例があり、それに基づいた届出が必要になるため、詳細については、松阪市のホームページを確認すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部企業誘致推進課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 27 年 8 月 4 日から同年 9 月 4 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 512 号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の業務を変更しましたので、同法第 77 条の 35 の 8 第 1 項の規定により公示します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

機関の名称	機関の住所	業務区域	業務を行う事務所の所在地	行わせることとした判定の業務		変更年月日
				変更前	変更後	
一般財団法人日本建築総合試験所	大阪府吹田市藤白台五丁目 8 番 1 号	三重県全域	大阪府大阪府中央区本町二丁目 4 番 7 号	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人日本建築総合試験所の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物	一の判定の申請に、次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分を含む判定の業務（一般財団法人日本建築総合試験所の構造計算適合性判定業務規程等により判定できないものを除く。） 1 建築基準法施行令第 81 条第 2 項第 1 号ロに定める構造計算による建築物 2 県内に業務を行う事務所を置く指定構造計算適合性判定機関の構造計算適合性判定業務規程等により判定できない建築物 3 一の判定対象部分の床面積が 5 千平方メートルを超える建築物又はその計画変更構造計算適合性判定申請に係る建築物	平成 27 年 8 月 1 日

選 管 告 示

三重県選挙管理委員会告示第 87 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 192 条第 1 項の規定により、平成 27 年 4 月 12 日執行の三重県知事選

挙に係る各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨を次のとおり公表します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 27 年 4 月 12 日執行 三重県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,648,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	所属党派名	無所属	期間	平成 27 年 3 月 23 日から
出納責任者氏名	三船 正美				第 1 回分 平成 27 年 4 月 24 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	2,236,000 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	1,118,965
三重県中小企業政策推進協議会	政治団体	300,000 円	選挙事務所費	286,845
日本商工政治連盟	政治団体	100,000	集会会場費	832,120
すずき英敬後援会	政治団体	4,539,640	通信費	55,327
三重県商工政治連盟	政治団体	100,000	交通費	25,378
			印刷費	2,073,400
			広告費	758,504
			文具費	126,282
			食糧費	438,018
			休泊費	104,600
			雑費	176,166
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		5,039,640	今回計	7,112,640
前回計		0	前回計	0
総計		5,039,640	総計	7,112,640

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	840,000 円
	ポスターの作成	1,233,000 円
	計	2,073,000 円

報告書受理年月日	平成 27 年 4 月 27 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 27 年 4 月 12 日執行 三重県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,648,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井 新一	所属党派名	無所属	期間	平成 27 年 2 月 24 日から
出納責任者氏名	木村 薫彦				第 1 回分 平成 27 年 4 月 27 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	家屋費	212,425
日本共産党三重県委員会	政党	139,287 円	選挙事務所費	211,925
県民本位のやさしい三重県政をつくる会	政治団体	461,826	集会会場費	500
			通信費	125,713
			交通費	22,549
			印刷費	1,039,346
			広告費	79,920
			文具費	6,447
			食糧費	66,726
			休泊費	23,180
			雑費	10,724
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		601,113	今回計	1,587,030
前回計		0	前回計	0
総計		601,113	総計	1,587,030

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	364,500 円
	ポスターの作成	664,848 円
	計	1,029,348 円

報告書受理年月日	平成 27 年 4 月 27 日	第 1 回報告分
----------	------------------	----------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 27 年 4 月 12 日執行 三重県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,648,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	所属党派名	無所属	期間	平成 27 年 4 月 25 日から
出納責任者氏名	三船 正美				第 2 回分 平成 27 年 5 月 15 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
すずき英敬後援会	政治団体	3,169,793 円	家屋費	400,000
			選挙事務所費	400,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	2,646,043
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	123,750
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		3,169,793	今回計	3,169,793
前回計		5,039,640	前回計	7,112,640
総計		8,209,433	総計	10,282,433

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成 27 年 5 月 27 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 27 年 4 月 12 日執行 三重県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,648,900 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤井 新一	所属党派名	無所属	期間	平成 27 年 4 月 28 日から
出納責任者氏名	木村 薫彦				第 2 回分 平成 27 年 5 月 14 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
県民本位のやさしい三重県政をつくる会	政治団体	375,840 円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	375,840
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		375,840	今回計	375,840
前回計		601,113	前回計	1,587,030
総計		976,953	総計	1,962,870

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成 27 年 5 月 15 日	第 2 回報告分
----------	------------------	----------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成 27 年 4 月 12 日執行 三重県知事選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額）
34,648,900 円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	鈴木 英敬	所属党派名	無所属	期間	平成 27 年 5 月 16 日から
出納責任者氏名	三船 正美				第 3 回分 平成 27 年 5 月 29 日まで

収入			支出	
主たる寄附			人件費	0 円
(氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
すずき英敬後援会	政治団体	10,545 円	家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	10,545
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑費	0
その他の寄附	0 件	0		
その他の収入		0		
今回計		10,545	今回計	10,545
前回計		8,209,433	前回計	10,282,433
総計		8,219,978	総計	10,292,978

	項目	金額
支出のうち 公費負担相当額	ビラの作成	円
	ポスターの作成	円
	計	円

報告書受理年月日	平成 27 年 7 月 3 日	第 3 回報告分
----------	-----------------	----------

三重県選挙管理委員会告示第 88 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の設立の届出及び第 7 条第 1 項の規定による政治団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

1 政治団体の設立

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
加藤大輝を励ます会	加藤大輝	加藤大輝	三重郡菟野町菟野 8489-6	平成 27 年 6 月 4 日	

2 届出事項の異動

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日	備考
自由民主党三重県柔道整復師支部	伊藤宣人	代表者	伊藤宣人	伊藤和夫	平成 27 年 6 月 7 日	政党
伊藤のりこ後援会	小林源一	代表者	小林源一	高木和雄	平成 27 年 5 月 14 日	
いなべ医師連盟	桑原浩	主たる事務所の所在地	いなべ市北勢町中山 9-1	いなべ市北勢町阿下喜 1881-1	平成 27 年 6 月 13 日	
税理士による田村のりひさ後援会	坂本昇	代表者	坂本昇	羽場文彦 尾崎 斉	平成 27 年 6 月 17 日	
桑員地区歯科医師連盟	星野良行	会計責任者	松岡俊介	水野祥幸	平成 27 年 7 月 1 日	
津歯科医師連盟	前田和賢	会計責任者	小倉勇人	川森英司	平成 27 年 7 月 1 日	
中村順一後援会	前田年弘	主たる事務所の所在地	度会郡度会町棚橋 788-1	度会郡度会町棚橋 1343	平成 27 年 5 月 31 日	
		主たる事務所の所在地	度会郡度会町棚橋 1343	度会郡度会町棚橋 788-1	平成 27 年 6 月 15 日	
		代表者	前田年弘	藤井一己	平成 27 年 5 月 3 日	
日本行政書士政治連盟三重県支部	田中良典	代表者	田中良典	伊藤庄吉	平成 27 年 5 月 22 日	
		会計責任者	仲西秀子	田中良典		
日本薬業政治連盟三重県支部	岡部均	代表者	岡部均	太田義美	平成 27 年 6 月 1 日	

野口正後援会	野口 正	主たる事務所の所在地	松阪市町平尾町 858-5	松阪市宮町 66-1	平成 27 年 5 月 15 日
のり木会	村林 稔	政治団体の名称	のり木会	松阪地区のり木会	平成 27 年 6 月 22 日
		代表者	村林 稔	森本孝平	
		会計責任者	世古丈人	山本佳広	
深尾ひろつぐ後援会	深尾 浩 紹	主たる事務所の所在地	四日市市笹川 4 丁目 97-5	四日市市九の城町 15-2	平成 26 年 10 月 1 日
三重県自動車整備政治連盟	竹林 武 一	会計責任者	中原 拓	矢野 信 仁	平成 27 年 6 月 12 日
三重県社会保険労務士政治連盟	奥田 正 治	代表者	奥田 正 治	羽田 清 志	平成 27 年 5 月 29 日
三重県柔道整復師連盟	伊藤 宣 人	代表者	伊藤 宣 人	伊藤 和 夫	平成 27 年 6 月 7 日
		会計責任者	豊田 長 億	山出 美 材	
三重県商工政治連盟	藤田 正 美	代表者	藤田 正 美	篠木 幸 一	平成 27 年 6 月 1 日
		会計責任者	藤田 正 美	篠木 幸 一	
村山繁生後援会	清水 保 夫	代表者	清水 保 夫	佐治 英 三	平成 26 年 6 月 1 日

三重県選挙管理委員会告示第 89 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 17 条第 1 項の規定による政治団体の解散の届出がありましたので、同条第 3 項の規定に基づき公表します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	備考
石川 勝彦を育てる会	大川 裕 久	平成 27 年 4 月 30 日	
森 永 修 司 後 援 会	小澤 正 道	平成 27 年 7 月 12 日	

三重県選挙管理委員会告示第 90 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項第 3 号の規定による資金管理団体の届出事項の異動に係る届出がありましたので、同法第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公表します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 寄 慶 一

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
野口 正	野口正後援会	主たる事務所	松阪市町平尾町 858-5	松阪市宮町 66-1	平成 27 年 5 月 15 日
深尾 浩 紹	深尾ひろつぐ後援会	主たる事務所	四日市市笹川 4 丁目 97-5	四日市市九の城町 15-2	平成 26 年 10 月 1 日
		公職の種類	衆議院議員	参議院議員	平成 26 年

公安委告示**三重県公安委員会告示第 83 号**

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第1条及び第10条第1項の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施します。

平成27年8月4日

三重県公安委員会委員長 田 中 彩 子

1 審査の種類及び実施期日**(1) 技能検定員審査**

- ア 普通自動二輪車免許
平成27年9月10日(木)
- イ 大型自動二輪車免許
平成27年9月11日(金)
- ウ 中型自動車免許
平成27年9月14日(月)及び同月18日(金)
- エ 大型特殊自動車免許
平成27年9月15日(火)及び同月17日(木)
- オ 大型自動車免許及び^{けん}牽引免許
平成27年9月16日(水)
- カ 中型自動車第二種免許
平成27年9月18日(金)

(2) 教習指導員審査

- ア 普通自動二輪車免許
平成27年9月10日(木)
- イ 大型自動二輪車免許
平成27年9月11日(金)
- ウ 中型自動車免許
平成27年9月14日(月)及び同月18日(金)
- エ 大型特殊自動車免許
平成27年9月15日(火)及び同月17日(木)
- オ 大型自動車免許及び^{けん}牽引免許
平成27年9月16日(水)
- カ 中型自動車第二種免許
平成27年9月18日(金)

2 実施場所

三重県津市垂水 2566 番地
三重県警察本部交通部運転免許センター

3 申請手続**(1) 申請書の受付期間**

平成27年8月24日(月)から同月28日(金)までの午前9時から午後5時までの間

(2) 申請書の配布場所及び提出先

三重県警察本部交通部運転免許センター

(3) 申請方法

申請書に所定の事項を記載し、必要な書類を添えて提出してください。

なお、提出書類及び審査手数料の詳細については、申請書の配布時に説明します。

(4) 受審資格

受審しようとする免許種別以外の技能検定員資格者証又は教習指導員資格者証の交付を受けている者となります。

4 問い合わせ先

御不明な点については、三重県警察本部交通部運転免許センター免許試験室教習所指導係（電話 059-229-1212）へ問い合わせてください。

公 告

次のとおり三重県視覚障害者支援センターに係る指定管理者を募集します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称
三重県視覚障害者支援センター
- (2) 所在地
三重県津市桜橋二丁目 131 番地 三重県社会福祉会館 1 階
- (3) 施設の構造、規模
構造 鉄筋コンクリート造
面積 705.70 m²

2 指定期間（予定）

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県視覚障害者支援センター（以下「センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (3) その他センターの管理上県が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人その他の団体であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

(1) 申請の方法

申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。

(2) 募集要項の配布方法

7 の場所で、平成 27 年 8 月 4 日（火）から同月 14 日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。

なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに平成 27 年 8 月 10 日（月）午後 5 時までに必着するようにお申し込みください。

(3) 現地説明会

平成 27 年 8 月 18 日（火）午後 2 時から行います。詳細については、募集要項を参照してください。

(4) 申請書類の受付

7 の場所へ、平成 27 年 8 月 31 日（月）から同年 9 月 7 日（月）までの間に持参し、又は郵送してください。

なお、持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成 27 年 9 月 7 日（月）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県視覚障害者支援センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県健康福祉部障がい福祉課 担当 深田、森岡

電話 059-224-2274
ファクシミリ 059-228-2085
電子メール shoho@pref.mie.jp

次のとおり三重県身体障害者総合福祉センターに係る指定管理者を募集します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 施設の概要

- (1) 名称
三重県身体障害者総合福祉センター
- (2) 所在地
三重県津市一身田大古曾 670 番地 2
- (3) 施設の構造、規模
敷地面積 66,417.71 m²
延べ床面積 8,172.30 m²
構造 鉄筋コンクリート造等 平屋建

2 指定期間（予定）

平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとします。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」といいます。）の事業の実施に関する業務
- (2) 総合福祉センターの施設及び設備の利用の許可等に関する業務
- (3) 総合福祉センターの利用料金の收受等に関する業務
- (4) 総合福祉センターの施設及び設備の維持管理及び修繕に関する業務
- (5) その他総合福祉センターの管理上果が必要と認める業務

4 指定管理者の資格に関する事項

法人であることその他募集要項に記載した資格要件を満たすこととします。詳細については、募集要項を参照してください。

5 申請の手続等に関する事項

- (1) 申請の方法
申請書に事業計画書その他募集要項で指定する書類を添付して提出してください。詳細については、募集要項を参照してください。
- (2) 募集要項の配布方法
7 の場所で、平成 27 年 8 月 4 日（火）から同月 14 日（金）まで（土曜日及び日曜日は除きます。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）配布します。
なお、郵送を希望する場合は、着払いの小包で発送しますので、電話、ファクシミリ又は電子メールのいずれかで、7 の場所宛てに平成 27 年 8 月 10 日（月）午後 5 時までに必着するようにお申し込みください。
- (3) 現地説明会
平成 27 年 8 月 18 日（火）午前 9 時 30 分から行います。詳細については、募集要項を参照してください。
- (4) 申請書類の受付
7 の場所へ、平成 27 年 8 月 31 日（月）から同年 9 月 7 日（月）までの間に持参し、又は郵送してください。
なお、持参の場合は、土曜日及び日曜日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までの間は除きます。）とし、郵送の場合は書留郵便で平成 27 年 9 月 7 日（月）午後 5 時必着とします。

6 選定及び指定の方法

提出された申請書類を基に三重県身体障害者総合福祉センター指定管理者選定委員会で申請者の評価を行い、指定管理者の候補者を選定し、三重県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定します。

7 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地
三重県健康福祉部障がい福祉課 担当 深田、森岡
電話 059-224-2274
ファクシミリ 059-228-2085

電子メール shoho@pref.mie.jp

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 9 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 7 月 7 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 コルチカムの里

(2) 代表者の氏名

宮崎 尚義

(3) 主たる事務所の所在地

津市澁見町 722 番地 78

(4) 定款に記載された目的

この法人は、三重県の過疎地に農産物の商品開発、観光資源の開発に関する事業を行い、もって地域社会に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 10 条第 1 項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 9 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 7 月 6 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 祓川環境美化推進協議会

(2) 代表者の氏名

西場 松男

(3) 主たる事務所の所在地

多気郡明和町大字竹川 277 番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、清浄なる禊の川として歴史と共に流れてきた祓川に対して、水質の浄化や環境保全に関する事業を行い、もって地域の生活環境の美化と住みよい街づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 9 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成 27 年 7 月 4 日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 松阪第一生活ホーム
- (2) 代表者の氏名
手島 禮子
- (3) 主たる事務所の所在地
松阪市船江町 531 番地 15
- (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域で生活する知的障害者及び他障害者に対して、生活自立及び経済的自立支援と促進にともなう社会福祉に関する事業を行い、障害者の持つ生活障害、諸々に関する問題の緩和を図り、もって障害者全般の福祉増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 9 月 22 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 7 月 8 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 夏，舞い咲いた会
 - (2) 代表者の氏名
城元 直美
 - (3) 主たる事務所の所在地
桑名市大字東方 1122 番地 92
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は障がい者に対して、障がい福祉サービスに関する事業を行い、もって障がい者が地域の中で自立・社会参加出来るよう支援していくことを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第 5 項において準用する同法第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成 27 年 9 月 9 日まで縦覧に供します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 申請のあった年月日
平成 27 年 6 月 29 日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等
 - (1) 名称
特定非営利活動法人 シー・ドリーム
 - (2) 代表者の氏名
夏目 光章
 - (3) 主たる事務所の所在地
桑名市新西方 5 丁目 197 番地
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、障害のある人もない人も、共に育み、共に働き、共に生き、互いに尊重しあえる地域社会をつくるための事業を行い、もって心豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年8月4日

三重県知事 鈴木英敬

1 認証年月日

平成27年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 高所トレーニング環境システム研究会

(2) 代表者の氏名

杉田 正明

(3) 主たる事務所の所在地

津市島崎町137番地124 I. L. SHIMAZAKI 401号室

(4) 定款に記載された目的

この法人は、主に競技スポーツや生涯スポーツ愛好者および一般市民を対象に、高所トレーニングや低酸素トレーニングなどの分野で、ソフトとハードのノウハウ研究、支援を通じたスポーツ環境づくりのための関連事業を行い、スポーツのレベル向上と振興、発展及び市民の健康の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年8月4日

三重県知事 鈴木英敬

1 認証年月日

平成27年7月13日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 三重ダルク

(2) 代表者の氏名

村田 直樹

(3) 主たる事務所の所在地

津市栄町3丁目130番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、薬物依存症者に身体的・心理的援助を提供することによって、薬物依存症からの回復の手助けをし、将来自立できるよう、薬物を使わない生き方（回復）のプログラムを提供し、自尊感情を育て、自己肯定しながら豊かな社会生活を送れるよう支援することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成10年三重県規則第69号）第6条第1項の規定により、次のとおり公告します。

平成27年8月4日

三重県知事 鈴木英敬

1 認証年月日

平成27年7月23日

2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 コーケン

(2) 代表者の氏名

松見 正行

- (3) 主たる事務所の所在地
津市寿町 11 番 28 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、すべての人が同じ地域で心豊かに生活できる社会が実現されるよう、特に心身が不自由で知的しょうがいのある人の自立支援と社会参加の促進を図る活動を行い、もって地域福祉の増進と共生社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 25 条第 3 項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証を行いましたので、三重県特定非営利活動促進法等施行規則（平成 10 年三重県規則第 69 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 認証年月日
平成 27 年 7 月 13 日
- 2 認証に係る特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称
特定非営利活動法人 マイトリ
- (2) 代表者の氏名
溝井 力
- (3) 主たる事務所の所在地
伊勢市八日市場町 2 番 14 号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、各市町村に居住している者に対して、世代を超えた交流の場を提供すると共に、それぞれの世代の方々に必要とされる教育、訓練活動や医療、福祉、介護予防支援、さらには障害者支援に関する事業を行い、地域の方々の雇用、ボランティア精神に基づいた活動、地域の活性化を図り、広く社会の利益の増進に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、宮川用土地改良区から申請のありました土地改良事業（宮川用土地改良区維持管理事業）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成 27 年 8 月 4 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業（維持管理）計画書の写し
- 2 縦覧の期間
平成 27 年 8 月 5 日から同年 9 月 1 日まで
- 3 縦覧の場所
伊勢市役所御菌総合支所産業観光部農林水産課（伊勢市御菌町長屋 1221 番地）
玉城町役場産業振興課（度会郡玉城町田丸 114 番地 2）
明和町役場農水商工課（多気郡明和町大字馬之上 945 番地）
多気町役場建設課（多気郡多気町相可 1600 番地）
大台町役場産業課（多気郡大台町佐原 750 番地）

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
